

～平成26年9月1日より「地域包括ケア病床」を新設しました～

地域包括ケア病床のご案内

平成26年4月の診療報酬改定において、急性期医療後の受け入れをはじめとする地域包括ケアシステムを支える病院の充実が求められています。



地域包括ケア病床とは・・・？

- 急性期治療を終了し、在宅や施設へ移行するための日常生活拡大をすすめる患者様に対し、在宅復帰に向けて 医療管理、診療、看護、リハビリ訓練を行うことを目的とした病床です。
- 在宅復帰をスムーズに行うために「在宅復帰支援計画」に基づいて、主治医、看護師、専従リハビリスタッフ、在宅復帰支援担当者(医療ソーシャルワーカー)等が協力して、効率的に患者様のリハビリ訓練や在宅支援(相談・準備)を行っていきます。
状態に応じて入院期間は調整となりますが、60日を限度としております。
- 当院の地域包括ケア病床は南2階病棟(48床)となります

どんな場合に入院するんですか？

- 在宅あるいは介護施設に復帰予定の方であれば利用できます。
 - ①入院治療により病状改善したが、当院にてもう少し経過観察が必要な方
 - ②入院治療により病状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリ訓練が必要な方
 - ③在宅での療養準備が必要な方
- 入院方法は主治医により、地域包括ケア病床への直接の入院、または一般急性期病床からの転床時期を主治医が判断して患者様・ご家族様へ提案させていただきます。

入院費用はどうなるんですか？

- 国で定められた「地域包括ケア病棟入院管理料」を算定します。
費用は基本的に包括性(注射・投薬料・リハビリ・簡単な処置・検査料等)となります。
- なお後期高齢者(75歳以上)の方は月の医療費の負担上限が定められていますので、一般病棟の場合と負担上限額は変わりません。



那須中央病院
院長 臼井健夫